

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月5日 教育委員会規則第2号</p> <p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 18人</p> <p>(2) 小学校 6人</p> <p>(3) 中学校 2人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 8人</p> <p>(7) 公民館 3人</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>	<p>○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月5日 教育委員会規則第2号</p> <p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 19人</p> <p>(2) 小学校 6人</p> <p>(3) 中学校 2人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 8人</p> <p>(7) 公民館 3人</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>

<現行>

教育委員会事務局 18人

(部長1、参事兼課長1、教育総務課11(教育企画3、学校教育6、子ども総合相談センター2)、スポーツ振興課5)

<改正案(案)>

教育委員会事務局 **19人**

(部長1、参事兼課長1、教育総務課11(教育企画3、学校教育6、子ども総合相談センター2)、**川岸学園設立準備室1**、スポーツ振興課5)